

契約締結前交付書面（公共債） —個人向け国債用—

（この書面は金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです）

この書面には、個人向け国債のお取引に関するリスクや留意点が記載されています。
あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- ・個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- ・個人向け国債は預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象外です。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。なお発行から一定期間の間に中途換金する場合は、中途換金調整額が異なることがあります。

○変動 10 年：直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

○固定 5 年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

○固定 3 年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。

個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。
約定が成立した場合は、その注文を取り消すことはできません。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当行における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・募集の取扱い
- ・中途換金のための手続き

個人向け国債に関する租税の概要

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。また、法令に定められた条件を満たすお客さまはマル優・特別マル優をご利用いただけます。
- ・個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・個人向け国債は、発行から 1 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から 1 年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、原則として個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められていません。
- ・利払日の 2 営業日前および前営業日を受渡日とするお取引はできません。

当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 33 条の 2 に規定する業務（登録を受けた業務に限る）であり、当行において個人向け国債のお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、募集または中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合は、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

投資の参考情報

個人向け国債の適用金利等詳細については、インターネット（財務省のホームページ <https://www.mof.go.jp>）でご覧になれます。

以 上

当行の概要

商号等	株式会社北洋銀行 登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号
本店所在地	〒060-8661 北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
資本金	1,211億円（2022年3月31日現在）
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月日	1917年8月20日
連絡先	お取引のある本支店またはフリーダイヤル0120-824-014までご連絡ください （平日9:00～17:00（銀行休業日を除く））

当行に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当行に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

■株式会社北洋銀行 お客様相談室

電話番号 011-261-1407【直通】（平日9:00～17:00（銀行休業日を除く））

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

当行の登録金融機関等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」または「一般社団法人全国銀行協会」を利用することができます。

■特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005

■一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772